

三角西港世界文化遺産登録10周年記念食と体験の創出事業委託 提案書評価基準

1 概要

提案者の提案書に対して次に定め、基準に従った方法により評価する。

2 評価方法

三角西港世界文化遺産登録10周年記念食と体験の創出事業委託に係る公募型プロポーザル評価委員会」(以下「評価委員会」という。)を設置し、委員が各提案についてそれぞれ評価を行う。

3 受託者の選定方法

提出書類及びプレゼンテーションをもとに、次のとおり行う。

提案者が6者以上の場合1次審査(書類審査)を行い、上位5者を選定する。上位5者が2次審査へ進み企画提案書の審査・評価及びヒアリング等の実施・評価を実施するものとする。

なお、提案者が5者以下の場合、1次審査を省略し、2次審査を実施する。

また、提案者が1者かつ評価基準点を満たすと判断した場合、契約候補者として決定する。

(1) 1次審査(事業計画書等の形式や内容評価)

次の事項について、別に定める審査要領に基づき委員が1次審査(書類審査)を行い、上位5者を選定するものとする。

分 類	評価項目
形式評価	- 仕様書の内容に沿った提案となっているか。 - 企画提案の提出書類は分かりやすくできているか。
体制評価	- 本業務の遂行のために必要な実施体制(対応人数、役割分担、責任体制等)がとられ、迅速・柔軟な対応ができる体制となっているか。 - 類似業務の受託実績があるか。
内容評価	- 提案内容は、創意工夫に溢れ、魅力的で興味を引くようなものか。 - 提案内容は、実現可能か。
価格評価	見積金額は契約上限額以下か。

(2) 2次審査（事業計画書等の具体的内容評価）

1次審査で選定された者を対象に、次の事項について、別に定める審査要領に基づき2次審査（プレゼンテーション）を行い、契約候補者を決定する。ただし、審査の結果、一定の基準を満たす提案がない場合は、契約候補者を決定しない。

なお、1次審査の得点は、2次審査には反映しない。

評価項目
1 共通（仕様書理解、スケジュール等）
2 業務実績・実施体制・スケジュール
3 費用
4 事業内容の企画性
5 体験コンテンツの造成・磨き上げ
6 生産者、事業者との連携
7 告知・広報
8 事業の継続性
9 効果測定の実施

評価基準（絶対評価）

項目の評価	評価点
特に優れており、極めて満足できる。	10
優れており、極めて満足できる。	9
優れており、大卒満足できる。	8
十分に考慮され、優れている。	7
考慮されており、大卒満足できる。	6
考慮されており、不足はない。	5
考慮されているが、不足がある。	4
一部考慮されているが、不足がある。	3
ほとんど考慮されておらず、不足である。	2

考慮されておらず、極めて不足である。	1
全く考慮されておらず、記載がない。	0

4 評価基準点

この選定評価の基準点は1次審査、2次審査ともに全体の6割とする。

5 受託候補者の選定

1次審査の評価点は満点を100点とし、2次審査の評価点は満点を200点とする。各項目の平均は最大及び最低点を付けた評価委員各1名の点数を除いた委員の点数の合計を残りの評価委員数で除し、小数点第2位以下を四捨五入した点数を提案者ごとに算出する。本プロポーザルの審査における最低基準点は全体の6割とし、算出した評価点がこれを下回る者は受託候補者とはならない。

複数の提案者の得点が同点（最高点）の場合は、見積額が低い提案者に決定する。見積額が同額の場合は、評価委員長が決定するものとする。

平均点数が最高得点を得た者を契約の候補者（以下「受託候補者」という。）とし、受託候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は次点者と交渉を行うものとする。

6 提案者が1者又は参加申込みがない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合でも評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該参加者を受託候補者とする。ただし、基準点に満たない場合又は提案者の参加がない場合は再度検討する。